

## 自民党の提案に対する質問・意見について

### 1. 自民党案は抜本改革に当たると考えているのか

自民党案は、平成 27 年公職選挙法改正附則の検討条項を踏まえ、参議院改革協議会において「参議院の在り方」が検討されてきたことを念頭に置きつつ、「議員一人当たりの人口の較差の是正」について、選挙区間の最大較差を 3 倍未満とする改正を行うこととするとともに、比例選挙において、現行の非拘束名簿について拘束式の枠を設けることができることとし、政党の選択肢を拡げようとするものである。

これらを全体として見るならば、次の通常選挙に向けての対応策としては、1つの「抜本的な見直し」と言えるのではないか。

### 2. 定数増とした理由等

選挙制度専門委員会では、定数増の議論を排除すべきでない、参議院の在り方なども踏まえ総合的に判断すべき、などといった意見が複数の会派から示された。また、参議院改革協議会や各会派代表者懇談会の場では、定数増について意見が分かれたところである。

自民党案は、選挙区選挙において 3 倍を超える最大較差の縮小のため定数 2 人増、比例選挙において選挙区選挙とのバランスや拘束式の特定枠の導入による現行の非拘束名簿への影響の緩和などのため定数 4 人増を行うものであるが、定数増後の 248 人は、参議院創設時の 250 人や沖縄選挙区追加後の 252 人を下回る数となっている。また、これは、国会開設時から 1 人減の 465 人の定数となっている衆議院との関係でも、バランスを欠くものではない。

とりわけ、参議院では、242 人という少ない人数で、衆議院と量的にも同様の審議・調査を行っているだけでなく、参議院独自の機能強化にも取り組んできており、国民のためにより一層その役割を果たしていくことにより、定数増に対する理解は得られるものと考えている。

### 3. 非拘束名簿と拘束名簿を混在させた理由

比例選挙における特定枠は、現行の非拘束名簿を基本的に維持しつつ、候補者の一部について、他の候補者と明確に区分する形で、拘束式の枠を設けることができるようにするもので、国政上有為な人材や、政党が民意を反映する上で必要な人材が当選しやすくなるようにすることをその目的とするものである。

特定枠の活用やその活用方法については、各政党の判断に委ねられることになるものであり、あくまでも政党の選択肢を拡げるものである。

### 4. 参議院選挙は 3 年の半数改選であるが、表裏が異なる制度となることについてはどのように考えるか

合区を導入した平成 27 年公職選挙法改正附則の検討条項に基づいて平成 31 年の通

常選挙に向けて見直しを行うことになれば、平成 28 年の通常選挙における選挙制度と、平成 31 年通常選挙における選挙制度とでは異なるところが生じることは、当然想定されていたのではないか。

#### 5. 専門委員会において議論がない案を急ぎ提示した理由

選挙制度専門委員会では、17 回にわたり、大変熱心で有意義な議論が行われたと考えている。自民党は、合区の解消を目指して、様々な案を検討し、それを踏まえて、専門委員会でも議論をしてきたところであり、そこでは、憲法改正による合区解消だけでなく、他の方策についても言及してきた。

選挙制度専門委員会報告書は各会派の議論を整理するものとなったが、来年の通常選挙に向け、残された時間が少なくなりつつある中で、今国会で公選法改正を行うことが急務であると考え、さらに検討を重ね、参議院改革協議会において新たな提案をしたものである。

今国会の会期末が迫りつつある中で、これまでの専門委員会での議論も踏まえつつ、第 1 会派としての責任感に基づいて提案をしたものである。

#### 6. 憲法改正による抜本改正との関係はどうなるのか

合区については、その導入後、その問題点がより明らかとなり、自民党としては、その解消を目指して、憲法改正によることも含め検討を進めてきた。来年の通常選挙に向け公選法改正による対応策をまとめることとはなったが、それに当たり、党内においてその基本的な方針を変えるといった議論はしていない。

#### 7. なぜ合区増による較差是正を考えなかったのか

合区をめぐっては、合区対象県で不平等感・不満が高まるとともに、地方六団体や多数の県議会がその解消を求める決議等を行ってきている。また、選挙制度専門委員会では、合区の問題点を指摘する意見が少なからず見られただけでなく、合区の対象都道府県を増加させることには否定的な意見が多かったところである。

以上